

5種混合ワクチンが定期接種になりました

健康・保険課 健康増進係 ☎(232)4912

4月から、4種混合ワクチン(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)とヒブワクチンを混合した5種混合ワクチンが定期予防接種の対象になりました。

4月以降に接種を開始する場合は、5種混合ワクチンの接種が基本となります。ただし、すでに4種混合ワクチン、ヒブワクチンの接種を開始している人は、引き続き4種混合ワクチンとヒブワクチンを決められた回数で接種してください。

種類	対象者	接種回数	費用	接種場所
第1期初回	生後2カ月～90カ月の子ども(7歳6カ月に至るまで)	20日以上の間隔を おいて3回接種	無料	指定医療機関 (予防接種だよりを確認してください。)
第1期追加		初回接種終了後 6カ月以上の間隔 をおいて1回接種		

日本脳炎の予防接種はお済みですか

健康・保険課 健康増進係 ☎(232)4912

町では、今年度3歳になる子どもに加え、18歳になる人にも日本脳炎の予防接種を勧めています。母子健康手帳で接種履歴を確認し、接種回数が不足している人は接種しましょう。

- ◆接種場所 指定医療機関
(予防接種だよりを確認してください。)
※事前予約が必要です。
- ◆持参物 母子健康手帳、予診票*
※予診票の交付が必要な人は、母子健康手帳と印鑑を持参して健康・保険課で申請してください。

	対象者	接種回数	費用
第1期初回	生後6カ月～90カ月の子ども(7歳6カ月に至るまで)	2回	無料
第1期追加		1回	
第2期	9歳以上13歳未満の子ども	1回	
特例措置	平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの人(20歳に至るまで)	1～4回 (過去の接種回数に準じた残りの回数)	

医療機関や助産院で母子の心身をケア 産後ケア事業通所型を始めました

健康・保険課 母子保健係 ☎(232)4912

出産後の母子に必要な支援を行う産後ケア事業について、これまでの訪問型と宿泊型に加え、4月から通所型を始めました。また、訪問型と宿泊型の利用回数と利用料が下表のとおり変更になります。

すでに利用決定通知書を持っている人も、引き続き利用できます。詳しくは、窓口へ問い合わせてください。

	対象医療機関	対象者	利用回数	利用料
宿泊型	菊陽レディースクリニック、北くまもと井上産婦人科医院、ウィメンズクリニックグリーンヒル、福田病院、慈恵病院	施設により異なります	5泊まで	課税世帯：7,500円/泊 非課税世帯：3千円/泊 生活保護世帯：1,500円/泊
訪問型	助産所マミーズMORI、未来助産院、mahiro助産院、くまさんの助産所	生後1年未満の子どもとその母	5回まで	課税世帯：千円/回 非課税世帯：300円/回 生活保護世帯：0円/回
通所型	菊陽レディースクリニック、ウィメンズクリニックグリーンヒル、ちが産婦人科医院、未来助産院、mahiro助産院、くまさんの助産所	施設により異なります	5回まで	課税世帯：3千円/回 非課税世帯：1,500円/回 生活保護世帯：750円/回

国保の加入・脱退の届け出は忘れずに

健康・保険課 国保・年金係 ☎(232)4912
税務課 住民税係 ☎(232)4911

国保に加入する人

国民健康保険(国保)は、74歳までの人で、社会保険の被保険者とその扶養者を除く全ての人が入る制度です。社会保険に入っていない人は、国保に入る必要があります。

◆加入は早めに手続きを
退職日から14日以内に手続きしてください。届け出が遅れると、社会保険の資格喪失日までさかのぼって課税されます。

◆必要書類
・退職した会社などからの健康保険等資格喪失証明書
・窓口に来る人の身分証明書

国保から脱退する人

社会保険に加入した場合、国保から脱退するための届け出が必要です。国保税と健康保険料を二重に支払ってしまふことがありますので、早めに手続きをしてください。

◆必要書類
・脱退する人の国民健康保険証
・社会保険加入者全員分の新しい

健康保険証
・窓口に来る人の身分証明書

社会保険に加入できるか確認を

会社などに勤務している人は、社会保険に加入できるか確認してください。

社会保険の被扶養者になれる人

世帯に社会保険の加入者がいる場合、その被扶養者になれることがあります。勤務先に相談してください。

社会保険の特徴

・保険料の半分は会社負担です。
・被扶養者の保険料負担はありません。

所得の申告を忘れずに

国保加入者は所得の申告が必要です。申告をしないと、国税の軽減が受けられない、医療費の限度額認定申請時の判定が正しくできない場合があります。申告していない人は税務課へご相談ください。

国民年金保険料の学生納付特例制度をご存じですか

熊本西年金事務所 ☎(355)3261 / 健康・保険課 国保・年金係 ☎(232)4912

所得の少ない学生が、国民年金保険料の納付を猶予できる制度です。保険料を納めることが経済的に困難なときは、そのままにせず学生納付特例を申請しましょう。

◆対象者

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下の人

【所得の基準】

128万円+(扶養親族などの数×38万円)
+社会保険料控除等

◆申請方法

健康・保険課または近くの年金事務所で申し込む。

◆必要書類

・年金手帳または基礎年金番号通知書

- ・在学期間(有効期限、学年、入学年月日の記載など)が分かる書類(学生証、在学証明書)
- ・顔写真付きの身分証明書(写真なしの身分証明書の場合は2つ)
- ・離職票などの失業した事実が分かる書類(失業などを理由に申請を行う場合)

◆注意事項

- ・申請後、日本年金機構から承認通知書または却下通知書が届きます。
- ・承認期間は4月～翌年3月の1年間です。
- ・却下通知書が届いた場合は、保険料を納付する必要があります。
- ・4月分～令和7年3月分までの申請は、4月から受け付けを開始しています。
- ・学生納付特例制度の申請は、申請時点から2年1カ月前の月分までさかのぼることができませんが、申請が遅れると万一の際に障害年金などが受け取れない場合があります。